

名古屋港管理組合談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認及び調書の作成

入札に付そうとする建設工事（製造の請負を含む。）及び測量、設計等業務委託（以下「建設工事等」という。）について入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認し、速やかに名古屋港管理組合公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（建設部管理課工事契約係）（以下「事務局」という。）へ通報すること。

2 報告

事務局は、1により談合情報の通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（様式第1）にまとめ、速やかに委員会の委員長に報告する。

3 委員会の招集、審議及び結果の通知

委員会の委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合、委員会を招集し、当該情報の信ぴょう性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議し、その結果を審議結果通知書（様式第2）により、建設部長に通知する。

4 公正取引委員会への通報

建設部長は、委員会の審議の結果を踏まえて、第2以下の手続によることとした談合情報については、必要に応じて談合情報調査結果通知書（様式第3）により、公正取引委員会中部事務所へ通報する。

5 報道機関等への対応

報道機関等から談合情報についての対応状況の説明を求められた場合には、建設部管理課長が対応する。

第2 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報を把握した場合（調査フロー図1）

(1) 事情聴取

ア 事情聴取は、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請をした者、公募型指名競争入札の場合は技術資料を提出した者及び通常の指名競争入札の場合は指名業者（以下これらの者を「入札参加者等」という。）に対して行う。

イ 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日までに、又は入札を中止した上、行う。

ウ 聴取結果については、事情聴取書（様式第4）を作成する。

(2) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、名古屋港管理組合入札参加者心得書（以下「心得書」という。）第13条の規定に基づき、入札の執行を中止する。

(3) 談合の事実が確認されない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実が確認されない場合には、入札参加者等から、談合行為を行っていない旨の誓約書を提出させた上、入札を行う。

イ 必要に応じ、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し、工事費内訳書又は委託業務費積算内訳書（以下「工事費等内訳書」という。）を提示させる。ただし、あらかじめ工事費等内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、入札日を延期して入札を執行する。

ウ 工事費等内訳書のチェックは、第1回の入札後、速やかに行い、必要に応じてその内訳書の内容について確認する。

- エ 工事費内訳書のチェックの結果、新たに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、心得書第15条第4号（入札の無効）の規定に基づき、入札を無効とする。
- 2 入札執行後契約（仮契約を含む。）締結前に談合情報を把握した場合（調査フロー図2）
- (1) 事情聴取
- ア 事情聴取は、全ての入札参加者に対して速やかに行う。
- イ 聴取結果については、事情聴取書を作成する。
- (2) 談合の事実があったと認められる場合の対応
- 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、心得書第15条第4号（入札の無効）の規定に基づき、入札を無効とする。
- (3) 談合の事実が確認されない場合の対応
- 事情聴取等の結果、談合の事実が確認されない場合には、入札者全員から、談合行為を行っていない旨の誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結する。
- 3 契約（仮契約を含む。）締結後に談合情報を把握した場合（調査フロー図3）
- (1) 事情聴取
- ア 事情聴取は、全ての入札参加者に対して速やかに行う。
- イ 聴取結果については、事情聴取書を作成する。
- (2) 談合の事実があったと認められる場合の対応
- 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該着工工事の進捗状況等を考慮して、次の措置を講ずる。
- ア 契約を解除する場合は、名古屋港管理組合工事請負契約約款第45条に基づき精算手続を行う。
- イ 契約を解除しない場合は、工事を続行、完成させる。

第3 個別手続の手順等

- 1 通報
- 事務局への通報は、速やかに行う。
- 2 公正取引委員会への通報
- 公正取引委員会中部事務所へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札執行調書の写し等を送付するものとするが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後に、まとめて送付することができる。
- 3 事情聴取の方法等
- (1) 事情聴取は、事情聴取の対象者を個別に呼び、談合事実の有無及び当該入札に関し指名等の通知以降におけるすべての入札参加者又は2社以上の入札参加者の打合せ等の有無その他参考となる事項について聞き取りを行う。
- (2) 聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員会の委員長に報告する。
- 4 誓約書の提出等
- (1) 誓約書は、別紙2を参考に事情聴取の対象者から提出させる。
- (2) 入札の執行は、入札参加者全員の誓約書の提出を確認の上、行う。
- 5 工事費等内訳書のチェック
- (1) 第1回の入札において、全入札者が入札書を入札箱に投入した後（開札前）に、工事費等内訳書の提出を求め、談合の形跡の有無をチェックの上、入札書を開札し、工事費等内訳書と突き合せをする。
- (2) 突き合せの結果、談合の事実が確認できない場合には、その入札は有効とするが、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、心得書第15条第4号の規定に基づき、入札を無効とする。

第4 委員会及び事務局の所掌事務

- 1 委員会

- (1) 事務局から談合情報についての情報があった場合に、公正取引委員会中部事務所への通報の必要性を審議する。
 - (2) 入札参加者又は入札を行った者に対する事情聴取の必要性を審議する。
 - (3) 入札の延期又は中止の必要性を審議する。
 - (4) 入札を無効とする必要性を審議する。
 - (5) 第1回の入札に際し、工事費等内訳書を提出させ、チェックすることの必要性を審議する。
 - (6) 契約を解除する必要性を審議する。
- 2 名古屋港管理組合各部署
談合情報があった場合には、事務局に通報する。
- 3 事務局
委員会の審議の結果を受け、以下の事務手続きを行う。
- (1) 談合情報について、報告書を作成し、委員長に報告する。
 - (2) 公正取引委員会中部事務所へ通報する。
 - (3) 入札参加者又は入札を行った者に対する事情聴取を行う。
 - (4) 入札を延期又は中止する。
 - (5) 入札を無効とする。
 - (6) 入札談合を行っていない旨の誓約書を提出させる。
 - (7) 第1回の入札に際し、工事費等内訳書をチェックする。
 - (8) 契約を解除する。

附 則

このマニュアルは、平成12年11月1日から施行する。

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工事名又は委託業務名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関 ・その他 <li style="padding-left: 20px;">役 職 <li style="padding-left: 20px;">氏名等 連絡先 住所 <li style="padding-left: 20px;">電話番号
情報の手段	<ul style="list-style-type: none"> ・電 話 ・書 面 ・面 接 ・報 道
情報内容	
応答の概要	
応答者所属・職・氏名	
当該案件の問合せ先	TEL

- 注 1 情報が書面等の場合は、写しを添付すること。
 2 その他参考となる資料があれば添付すること。

様式第2

年 月 日

名古屋港管理組合公正入札調査委員会審議結果通知書

建設部長様

公正入札調査委員会委員長

開催日時	年 月 日 () ~
開催場所	
工事名又は委託業務名	
入札(予定)日時	年 月 日 () ~
審議 結果	

名港管第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
中 部 事 務 所 長 様

名古屋港管理組合
建設部長名

談合情報調査結果について（通知）

本組合の発注する 工事（委託業務）の入札に係る談合情報について、下記の資料を送付します。

（なお、本件入札は、 年 月 日まで延期することとしました。）

（なお、本件入札は、中止することとしました。）

（なお、本件入札は、無効とすることとしました。）

（なお、本件工事又は委託契約は、解除とすることとしました。）

〔（ ）内は、入札の延期、中止若しくは無効又は契約の解除を行う場合〕

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 入札執行調書（写し）

連絡先
名古屋港管理組合
建設部管理課工事契約係
担当
TEL

様式第 4

事 情 聴 取 書

工事名又は委託業務名

工事場所

事情聴取を受けた者

会社名

職 名

氏 名

事情聴取者 ①

②

日 時

年 月 日

時 分

事情聴取場所

質 問 事 項	1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、その様な事実がありますか。 2 本件工事について、他の業者の人と何らかの打合せ、話合い等をしたことがありますか。 3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、話合いでしたか。
聴 取 内 容	1 2 3

事情聴取事項（参考例）

- 1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞報道等）がありますが、そのような事実がありますか。

- 2 本件工事について、他の業者の人と何らかの打合せ、話合い等をしたことがありますか。

- 3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、話合いでしたか。

- 4 その他必要事項

年 月 日

誓 約 書

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

会社名

代表者氏名

印

年 月 日に貴組合が執行する予定であった

工事

(委託業務)の競争入札に関し、当社は談合行為を行ったことはなく、また、今後の入札においても、談合行為は一切行わないことを誓います。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても、異議はありません。

記

- 1 工事場所
- 2 入札（予定）年月日